

意見書

2021年5月14日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

105-0001

東京都港区虎ノ門1-21-19 東急虎ノ門ビル
一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会
会長 近藤 邦昭

連絡先

事務局

電話

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、令和3年3月27日付けで公告された接続約款の変更案に対し提出された意見に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

該当箇所	当協会の意見
<p>コロナ禍において在宅勤務をはじめ、様々なサービスの遠隔対応の必要性が増しておりますが、引き続き 5G や IoT 等の大量トラフィックを支える通信インフラに必要不可欠な設備としても、光ファイバ需要は継続的に増加していく見込みです。加入光ファイバはボトルネック設備として、今後もコスト削減や運用の効率化を進め、接続料については更なる低廉化が必要であると考えます。(ソニーネットワークコミュニケーションズ)</p> <p>光ファイバについては、今後の 5G 通信ネットワークの構築や光ブロードバンドサービス展開における通信インフラとしての重要性がますます高まっており、ボトルネック設備である NTT 東西の加入光ファイバ接続料の低廉化の必要性は更に増している状況です。そのため、NTT 東西の加入光ファイバの接続料の低廉化に向けて、NTT 東西に対して更なる効率化・費用削減の取り組みの確実な実施を促すため、令和 3 年度以降も、数年間の効率化・費用削減に向けた取り組みの実施内容や効果の実績等毎年度総務省に報告させ、適切に効率化・費用削減が図られているか検証する必要があると考えます。(KDDI)</p>	<p>各社意見に賛同します。</p> <p>Web 会議システムやクラウド PBX に代表されるユニファイド通信 (UC) サービスは、政府が推進する感染症の流行対策や働き方改革によるリモートワークの推進により日本でも急速にニーズが高まっており、普及が進んでいます。</p> <p>リモートワークは、場所や時間にとらわれずに働くことができることから、感染症の拡大防止だけでなく、地方在住者や介護や子育て世代の人材活用、地方移住を推進するなどの多くの社会的メリットがあるとされています。また、産業面では生産性を向上させるツールとしても期待されています。諸外国では、住む国がそれぞれ異なる上司や部下、同僚が共に日々の業務を遂行するスタイルが広く一般化しています。企業が目線では、企業の所在地や従業員の居住地に依らず高スキル人材を獲得ことができるため、企業の競争力強化の観点でも必要不可欠なものとなっています。</p> <p>一方で、これらのリモートワークはユニファイド通信サービスと高品質なインターネット環境など高品質な ICT サービス (クラウド PBX 等) の存在によって実現できるものです。従来の道路整備のように、今後は光ファイバの整備が、国民が効率的に仕事を行い、豊かな生活をするために必要不可欠なインフラとなります。</p> <p>そのためには、光ファイバや NGN 等の利用が推進されることが重要です。今後も光ファイバの接続料が低廉化され、さらに料金以外の</p>

	<p>提供条件等についても接続事業者が利用しやすい制度となっていくことが必要です。特に、ボトルネック設備である加入光ファイバやそれと一体的に提供される NGN については、公正な接続環境のために総務省殿等によって接続料金や制度が継続的に議論され、改善していくことが必要です。</p>
<p>IPoE のゲートウェイルータについては、網使用料化後も「当分の間」の措置として網改造料に準ずる扱いが認められています（接続料規則平成 30 年 2 月 26 日附則 6 項）、あくまで過渡的な措置であることに留意すべきです。東京都内に設置する IPoE のゲートウェイルータについては更改を機に当面の措置の適用を終了し、また他県に現在設置されているゲートウェイルータも速やかに本則通り計算すべきです。なお、既存の IPoE 事業者のすべてが同意していることをもって、法令の本則から外れた取扱いを続けることは、既存事業者の意見のみを反映し新規参入を希望する事業者の意見が排除されることを結果的に是認し、またそもそもその制度の趣旨を骨抜きにするものであることから、公正競争や制度面において大きな問題です。また、現在の接続約款における IPoE のゲートウェイルータの接続料は設備全体の網使用料しか記載されていません。新規事業者による接続の推進や接続事業者の予見性・経営の安定性確保の観点から、接続事業者が利用（負担）する単位での接続料が明示されるべきです。（JAIPA）</p>	<p>JAIPA 殿意見に賛同します。既存の接続事業者のすべてが同意していることをもって法令の運用を変えることが容認されるのであれば、すべての接続制度で既存の接続事業者が新規参入事業者に対して競争上有利な状況となりかねません。また、IPoE ゲートウェイルータの接続料が設備全体の網使用料のみ記載されていることは、接続を行おうとする事業者にとって有用な情報でなく、制度面においても適正性・公平性・透明性が担保されていないため早急な改善が必要です。網使用料は接続事業者の接続（利用）の単位に応じて設定・明示されるべきです。</p>
<p>当協会はこれまでも、現在卸でしか提供されていない NGN（フレッツ）のユーザ単位接続料の設定と、IPoE への単県参入（全</p>	<p>JAIPA 殿意見に賛同します。第一種指定電気通信設備である NGN について、光卸（光コラボレーションモデル）ではユーザ単位の料金設</p>

<p>エリアでのサービス提供を条件とせず、1つの県域だけで接続に応じることを要望してきましたが、NTT側からは「その具体的な実現方法を提案してほしい。」と求められています。しかしNGNの具体的な網構成などは協会や接続事業者は知り得ません。これら十分な情報を有しない協会や接続事業者はNTT側が求める「NGNの構成をふまえた具体的な要望」を提示できず、議論が進展していません。NGNを多くの事業者が接続により利用できることは、公正な競争の実現、ひいては消費者の利益につながるものであることから、これらの利用形態での接続料の設定に向け、NTT東西が自らの網構成をふまえた具体的かつ現実的な接続方法の案を速やかに提示することを要望します。また総務省においては、議論の進展の確認を行うとともに、制度的な措置を検討されるようお願いいたします。(JAIPA)</p>	<p>定であるものの、同様の機能が接続によって提供されていない認識です。接続事業者にとって接続が卸に比較して活用しにくいものである場合、接続制度の形骸化が起こりえます。指定設備の主要な機能については接続が卸に劣後しないように制度的な手当が必要であると考えます。</p>
<p>当協会がこれまでも主張している通り、主要なインターネット通信の県間接続についても電話の接続機能と同様に利用の不可避性が存在していることが明らかであるから、第一種指定電気通信設備と同等の算定を行うことで水準の透明性や公正な競争を確保し、消費者利益を実現すべきです。(JAIPA)</p>	<p>JAIPA 殿意見に賛同します。現在の NGN の主な利用形態である電話やインターネット (IPoE) において、県間ネットワークの利用の不可避性が存在することは明らかであるため、第一種指定電気通信設備と同等に取り扱い、料金を低廉化させることが必要です。</p>
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、インターネットのトラフィックも大きく増加しています。NTT 東日本の C-20 型、C-50 型網終端装置は接続約款の附則により 2021 年 6 月に受付を終了することになっていますが、当協会は従来から、C-20 型、C-50 型はいずれも C 型と同じ装置であると指摘し、C 型と同額の接続</p>	<p>JAIPA 意見に賛同します。本質的にネットワークはトラフィックベースに増設してユーザが求める通信を円滑に疎通させるものであるにも関わらず、それを行わないことに本質的な問題があると考えます。固定通信や移動体通信に関わらず、通信網のトラフィックはこれまで常に増加し続けてきているものであり、これまでもその時々機器の技</p>

料を設定するように求めてきました。C型の増設基準は6300セッション（1ユーザあたり帯域は約159kbps）、B型の増設基準は2235セッション（同約447kbps）であることから、B型とC型の一般的な接続条件において、1Gbpsの網終端装置を使って円滑なインターネット接続を実現することは困難です。よって、C-20型の受付を終了してC型に移行するのではなく、C-20型と同じ条件の網終端装置を、C型と同額の接続料で提供すべきです。また、速やかにトラフィックベースの増設基準に移行することで、利用者の通信品質を確保することが必要です。（JAIPA）

新型コロナウイルス感染症の影響により、インターネットのトラフィックも大きく増加しています。PPPoEでサービスを提供する事業者にとって、10Gbpsの網終端装置(E型)はトラフィック増への対応に有効であるものの、その増設基準は1万6千セッションごとに1台であり、1ユーザあたりの帯域が約625kbpsと、NTT東日本ではC-20型（新規受付終了予定）、西日本ではB型と同程度にすぎません。現状のトラフィック増加の状況をみればこの増設基準で十分でなく、利用者が円滑にインターネットを利用できないことは明らかです。従前より当協会が主張している通り、PPPoEの網終端装置については、ユーザ数（セッション数）ベースの増設から多くの通信事業者が採用するトラフィックベースの増設に増設基準を根本的に変更し、利用者の通信品質を確保することが必要です。（JAIPA）

術革新や通信事業者の努力によってユーザのトラフィックニーズに応じてきたものです。これを踏まえれば、トラフィックが外部要因として増加していることを理由にそのトラフィックの混雑を考慮しないネットワーク運用を行うことは許容されるものではないと考えます。現在光ファイバやインターネットは重要な社会の基盤であることから、これらの通信品質を確実に確保していくことは非常に重要です。装置の性能は技術革新によって向上していきませんが、いずれの機器を利用した場合でも、通信品質を確保するためにセッション（ユーザ）単位でなくトラフィックを基準として設備を運用していくことが必要です。

<p>現在、装置利用台数が 30 台までの事業者は、1Gbps の網終端装置 (B 型・C 型) を 1 台 300 セッションで新たな装置の増設が可能ですが、10Gbps の網終端装置(E 型)の上限は 3 台に制限されています。地域系事業者でも周辺の県域 POI に網終端装置を設置してサービスを提供する事例があり、3 台は十分な台数とはいえません。また、当協会の会員事業者の事例では 1 台 (1Gbps) 300 ユーザ程度でも十分な利用率に達しているため、短期的にはすべての網終端装置を対象に 300 ユーザ程度で増設できるよう増設基準の変更をすることが必要です。しかしながら根本的に利用者の通信品質を確保するためには、ユーザ数 (セッション数) ベースの増設基準からトラヒックベースの増設基準に移行する必要があります。利用状況は急速に変化しているため、総務省においてこれらの変更のための議論が速やかに行われるよう要望します。(JAIPA)</p>	
<p>令和 3 年度に適用される加入光ファイバ(シングルスター方式)の接続料は、乖離額調整の結果、令和 2 年度に将来原価方式で算定された値に比べて、NTT 東日本殿で-65 円(約-2.9%)、NTT 西日本殿で-105 円(約-4.6%)の減少となりました。また、乖離額調整によって将来原価方式で算定された値に比べて大きく料金が上昇する場合もあり、例えば平成 27 年度に適用された接続料においては、NTT 東日本殿で+177 円(約+5.7%)、NTT 西日本殿で+161 円(約+5.0%)もの上昇になりました。NTT 東西殿の加入光</p>	<p>ソフトバンク殿意見に賛同します。光ファイバの接続料低減の継続的な取り組みだけでなく、接続事業者の予見性・経営の安定性確保の観点で非常に重要であるため、接続料の見込みは可能な限り早期に公表される必要があります。</p>

<p>ファイバは、移動体通信事業者の基地局や FTTH サービスの足回り回線として多く利用され、当該接続料の変動が事業に与える影響が大きいことや、複数年度の算定期間中、基本的に毎年度乖離額調整が行われてきたことに鑑みれば、乖離額調整を行う見込みである場合、現行のドライカップ・接続専用線・中継ダークファイバと同様に、10月末の速報値開示の対象とすべきと考えます。(ソフトバンク)</p>	
<p>フレキシブルファイバにおける接続料規則第3条に基づく許可申請についてフレキシブルファイバについては、5G基地局の整備にあたって重要な役割を果たすことから、接続料の算定等に関する研究会で今後の対応が示されている通り、NTT東西においては、ビル屋上に新規設置されるフレキシブルファイバについては、本年5月に接続約款の変更認可申請を行い、その他のフレキシブルファイバについても早期の接続メニュー化を実現する必要があります。なお、接続約款の変更認可申請にあたっては、フレキシブルファイバを既に卸役務で提供を受けている事業者が円滑に接続メニューへ移行できるように、移行時の費用の構成（既設設備区間、個別設備区間）がどのように変更されるのか、及び、負担方法についてどのような事業者でどのように費用按分されるのか等、考え方について、利用事業者に早期に示していただき利用事業者と十分な協議機会を設けていただくことを要望します。(KDDI)</p>	<p>各社意見に賛同します。</p> <p>テレワークの推進のためにはFTTHサービスの整備率を高め、普及を促進していくことが必要です。その実現のためには全国あまねく地域に加入光ファイバが敷設されることが重要です。仮にフレキシブルファイバが加入光ファイバの代替手段として多用されると、地方や条件不利地域など比較的に経済基盤が弱い地域におけるインターネット環境整備が進まず、結果的にテレワークによる地方移住や地方人材の活用機会が失われます。フレキシブルファイバの制度についてはその適正性・公平性・透明性がより確実に担保されるだけでなく、加入光ファイバがより広範囲に整備されるように注意深く制度議論されることが必要です。</p>

接続料規則第3条における許可申請の中で、研究会において示された方針を踏まえ、NTT東西殿より示された以下の考えに賛同します。①ビル屋上に新規設置されるフレキシブルファイバについては本年5月、その他のフレキシブルファイバについては準備が整い次第速やかに接続約款の変更認可申請を行う。②ビル屋上への設置に係る接続メニューの認可を受けた後、事業者より遅滞なく当該接続メニューへの移行の申込みが行われた場合には、臨時の措置として、本年4月1日から事業者が接続に移行するまでの間のビル屋上に設置されるフレキシブルファイバの卸料金と接続料相当の料金額の差額について遡って精算を行う。③本年4月1日以降、接続メニュー提供後は接続へ移行することを前提に卸役務として申し込まれたフレキシブルファイバについて、接続メニュー提供後に卸役務から接続へ移行する際には、新規に接続に申し込んだ場合と同程度の費用で移行できるよう必要最小限の負担となるように対応する。一方で、第42回研究会(令和3年2月24日)において示された方針に、「5G基地局整備がまさに進められている中で、その提供までの期間を徒に延ばすことは、適切でないことから、検討は速やかに行われることが必要」とされ、「遅くとも本研究会において報告書のとりまとめに向けた議論が行われる予定の本年5月末までに総務省に報告を求め」との記載があることに鑑みれば、ビル屋上に新規設置されるフレキシブルファイバ(以下、「ビル屋上向けフレキシブルファイバ」といいます。)以外(以下、「ルーラルエリア向けフレキシブルファイ

バ」といいます。)の検討についても、ビル屋上向けフレキシブルファイバと出来る限り同等の時期に接続化を実現し、上記②及び③の対応を含め、ビル屋上向けフレキシブルファイバとルーラエリア向けフレキシブルファイバが同等の扱いとなるよう、速やかに課題や検討スケジュールを明確化した上で議論を進めるべきと考えます。(ソフトバンク)